



平成21年11月20日

報道機関 各位

国立大学法人東北大学

研究不正疑義に関する告発への対応について

平成21年10月9日付けにて「井上明久氏らを著者とする *Materials Transactions JIM* 誌、および *Materials Transactions* 誌所収論文における研究不正問題について」で告発のありました件については、別添のとおり対応しましたのでご連絡させていただきます。

**【本件担当】**

国立大学法人東北大学

理事 飯島 敏夫

(022)217-5902

平成21年11月19日

東北大学名誉教授	日野 秀逸 殿
東北大学大学院経済学研究科・教授	大村 泉 殿
東北大学大学院国際文化研究科・客員教授	高橋 禮二郎 殿
弁護士	松井 恵 殿

国立大学法人東北大学  
理事（研究・法務コンプライアンス担当）  
飯島 敏夫  
〔公印省略〕

井上明久氏らを著者とする *Materials Transactions JIM* 誌、および *Materials Transactions* 誌所収論文における研究不正問題について（回答）

平成21年10月9日に本学の「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」に基づき告発するとしてお預かりした「井上明久氏らを著者とする *Materials Transactions JIM* 誌、および *Materials Transactions* 誌所収論文における研究不正問題について」については、その内容の確認・精査を行うため対応委員会（平成21年6月15日：理事・副学長会議了承）を設置し、4つの疑問のうち研究不正に関わる1から3の疑問について、外部の委員に公平かつ大学とは独立な立場においての審議・検討を依頼しました。

また、4の特許申請に関わる疑問については、本学ガイドラインに定める研究不正には該当するものではないため対応する必要は無いと考えますが、疑問に真摯に対応するため、学外の専門家の意見を求めることとしました。

その検討結果等について、別紙1および別紙2のとおり報告があり、その報告を踏まえ改めて対応委員会において検討した結果、本学としては、疑問の1から3については、いずれも不正行為があったとする科学的合理的理由とは認められないと判断し、本告発については受け付けないこととしましたのでお知らせします。

なお、疑問の4の特許申請については問題無いものと判断します。

#### 記

本対応委員会は、告発がなされた本件の内容を確認・精査するため、以下によって構成された。

飯島 敏夫	東北大学理事（研究・法務コンプライアンス担当）
野家 啓一	東北大学理事（広報・校友会・学術情報担当）
中嶋 一雄	東北大学金属材料研究所教授（告発時点において金属材料研究所長）
※竹内 伸	東京理科大学長、（東京大学名誉教授、元東京大学物性研究所長）
※林 主税	株式会社アルバック名誉フェロー、（元株式会社アルバック最高顧問）
※新宮 秀夫	特定非営利活動法人京都エネルギー・環境研究協会代表、（京都大学名誉教授、元財団法人若狭湾エネルギー研究センター所長）
※小野寺 秀博	独立行政法人物質・材料研究機構グループリーダー、（元独立行政法人物質・材料研究機構センター長）
※青山 紘一	帝京大学法学部教授、（元特許庁審判長）

※は、外部委員

平成 21 年 11 月 18 日

## 研究活動における不正行為の告発等に係る対応委員会（外部委員）報告

委員長 竹内 伸  
林 主税  
新宮 秀夫  
小野寺秀博

## 1. 本委員会の役割

本委員会は、2009 年 10 月 9 日に東北大学名誉教授 日野秀逸 ら 4 名のグループによってなされた、東北大学総長 井上明久 ほか共同研究者による 1995、1996、2007 年に発表された 3 編の論文（いずれも日本金属学会欧文誌に掲載）に不正があるとの告発に対して設置された。本委員会の使命は、東北大学研究不正受付の対応委員会の外部委員として、公平かつ大学とは独立な立場から告発内容につき審議することである。告発の妥当性を検証するため、告発対象論文、関連する諸文書、諸論文のほか、必要と判断される資料を被告発者側からも取り寄せ検討し、また現物試料の確認作業も行った。これら資料を基に長時間の審議・検討を重ね、下記の結論を得たので報告する。

## 2. 検討に際し参考とした資料

## 2.1 告発書

## 2.2 告発対象論文（1995 年論文、1996 年論文、2007 年論文）

## 2.3 日本金属学会への東北大学名誉教授 日野秀逸 らによる告発文書（2009 年 7 月 9 日）

## 2.4 上記告発に対する日本金属学会会長からの回答（2009 年 8 月 17 日）

## 2.5 日本金属学会への日野東北大学名誉教授らによる申入書（2009 年 8 月 21 日）

## 2.6 上記申入書に対する日本金属学会会長からの回答、連絡（2009 年 9 月 4 日）

## 2.7 日本金属学会会長からの同学会への告発に対する対応（続報）（2009 年 10 月 5 日）、T. Kajitani による 2007 年論文に対するコメントの論文(Mater. Trans. 50. 10. (2009) 2502)および Y. Yokoyama and A. Inoue によるコメントへの回答論文(Mater. Trans. 50. 10. (2009) 2504)

## 2.8 1995 年論文及び 1996 年論文に関する著者による訂正論文(Accepted for publication in Mater. Trans., 2009.11.13)

## 2.9 「告発に対する井上グループの見解、回答（2009 年 10 月）」ならびに「汎用金属ガラス 鑄造試験装置製作仕様書（1994 年 11 月）」

## 3. 審議結果

本委員会が検討の対象とした告発内容は、資料 2.1 中の 4 点の告発内容のうち、研究不正疑惑に関わる以下の 3 点である。

## ① 1995 年論文、1996 年論文に共通する合金密度に関わる疑問

- ② 合金インゴットの溶解方法に関わる疑問
- ③ 直径 30mm 円柱状ガラス棒の断面写真は、撮影対象が真円であるにも拘らず、中心が含まれていない合成写真であることへの疑問

審議結果は以下のように要約される。

上記①、②、③と同じ内容の告発がすでに日本金属学会に対してもなされ（資料 2.3）、それに対し同学会から、「告発者が不正行為としてあげた 3 つの証拠は、いずれも不正行為があったと断定する科学的合理的理由があるものとは認められない」との回答が出されている（資料 2.4）。本委員会は、基本的に、掲載した論文の著作権を有する日本金属学会が専門家の立場から検討した結果を尊重すべきであると考え。しかし、日本金属学会の検討後に得られた資料（2.7、2.8、2.9）も存在するため、本委員会としても独自に上記 3 点の研究不正疑惑について検討した。

各不正疑惑の審議結果の記述に先立ち、研究活動における不正疑惑とはどのようなものかを確認しておきたい。文部科学省の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」にも見られるように、不正行為とは「研究活動および研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為」であり、「データの結果の捏造、改ざん、盗用」などの不正行為を意味している。したがって、論文の本質的な価値を損なうことのない単純なミスや、記述の不備、無作為になされた誤謬などは、意図的になされる捏造、改ざん、盗用などの不正行為とは区別されるべきものであることを強調したい。なお、本告発の対象となっている 3 論文の本質的な価値は、いずれも「それまでにない、直径の大きなバルク金属ガラスを作成する技術を開発した。」ことにある。

- ① 1995 年論文、1996 年論文に共通する合金密度に関わる疑問

この問題に対しては、日本金属学会になされた告発を受けて、同学会から被告発者に対して「当該論文で誤解を招くような表記不備があるならば訂正されることを奨める」とのコメントを受けて、被告発者らは不十分な記載があったとして、**Erratum** として **Materials Transactions** 誌に訂正文が掲載されることになった（資料 2.8）。しかし、記述が不備であったとしても、本来の論文の価値に抵触するものではなく、意図的なものでもない判断されるので不正行為とは見なせない。

- ② 合金インゴットの溶解方法に関わる疑問

2007 年論文の溶解装置による 1995 年論文および 1996 年論文と同一組成の 200g 金属ガラスインゴットの作成の可能性については、資料 2.7 の T. Kajitani のコメント論文への Y. Yokoyama and A. Inoue の回答論文でも主張され、また、現存する装置での実証実験もなされ、本委員会でも現物を確認していることから、アーク溶解法で 30mm 径の 200 g 金属ガラスインゴットが作成可能なことに疑いの余地はない。1996 年論文で用いた溶解装置は現存していないが、資料 2.9 は当時 2007 年論文の溶解装置と類似の性能のアーク溶解装置が存在したことを裏付けるものである。したがって、当時 200g の金属ガラスの溶解が不可能であったとする根拠はなく、捏造があったとは認められない。

- ③ 直径 30mm 円柱状ガラス棒の断面写真が真円でない合成写真であることへの疑問

これについては、資料 2.7 の T. Kajitani 論文への回答で被告発者らの見解が示されてい

る。回答論文には告発者が断面の中心部分を削除した合成写真ではないかとの疑問を投げかけた組写真に用いられたサンプルを広角で1枚の写真として捉えたものが掲載されており、委員も写真を確認した。断面の中心部分を削除した合成写真であるとする疑義には科学的、合理的根拠がない。

#### 4. 結論

以上の審議結果から、告発者が不正行為の根拠としてあげた3点については、いずれも不正行為があったとする科学的合理的理由とは認められない、というのが本委員会の一致した見解である。したがって、東北大学名誉教授 日野秀逸 らの告発は却下すべきである。

[付記] 本委員会のミッションではないが、以下の点を付言したい。本告発が、不正疑惑として取り上げるに値しない内容のものであり、しかも告発内容がホームページ等により対外的に発信されているという事実は、本告発が純粋に科学研究の不正行為を正すという目的ではなく、何らかの別の意図を持ってなされたと受け取られかねないものである（なお、告発者自身は告発分野に関して専門外と見受けられるが、そうであっても、告発を行う際は科学的合理的理由が必要なことは当然である）。したがって、東北大学及びその研究者の名誉のためにも、可及的速やかに決着を図ることが望まれる。

平成 21 年 11 月 14 日

## 対応委員会への意見書

帝京大学法学部教授、元特許庁審判長 青山紘一

問題の図面（【図 5】）は、本件発明の「目的」「構成」の理解には関係せず、発明の「効果」をサポートするものではあるが、本件発明の特許性を判断するうえで不可欠なものではない。

そして、問題の図面は、特許出願の代理人が、申請時に本来の図面と取り違えて誤って添付したものと聞いており、また、本来の図面と実際に添付した図面の「X 線回析パターン」はほとんど変わらないものであるとのことである。そうであれば、特許出願において、この様な誤りはしばしば見受けられるところであって緊急に対応を要するような問題とは考え難く、ましてや、捏造や改ざん等の研究不正とは次元が異なる問題である。